

行政改革推進委員会の委員募集について

西原町では行政改革大綱を策定し、これに基づき行政改革を進めています。今年度はその行政改革大綱の見直しを行うために、行政改革推進委員会の設置を予定しています。そこで、当委員会の委員の一部を町民のみならずより公募します。多数のご応募をお待ちしています。

【募集人員】2人（任期は2年を予定）

【応募方法】所定の応募用紙に記入の上、郵送または総務部企画財政課の窓口へ提出してください。

※応募用紙は、企画財政課窓口、メールで配布、もしくは西原町のホームページでダウンロードできます。

【募集締切】8月23日（金）17:15まで

【決定通知】選考の上、本人に通知します。ただし、選考理由等についてのお問い合わせは一切お答えしません。

【問合せ】総務部企画財政課政策係
☎94514533
eメール
kizai@town.nishihara.okinawa.jp
窓口での受付時間は、8:30から17:15（昼休みは除く）までです。

【再掲載】雨水を利用してみませんか

【再掲載】雨水を利用してみませんか

（雨水利用促進助成金交付制度）
雨水タンクを設置して、雨水を利用してみませんか。雨水タンクは、屋根などから流れる雨水を雨水タンクに貯めることで、大量の雨水が川へ流れ出ないようにするもので、洪水の防止、防災対策として有効です。貯まった水は、水洗トイレや洗車、家庭菜園での水やりなどに使うことができ、水道代の節約にもつながります。

【制度の内容】
町内で平成25年12月末までに雨水タンクの設置が可能な方に対し、予算の範囲内で助成金を交付します。（先着順）

【対象施設等】
1、雨水利用のための雨水タンクの設置
2、下水道への接続で不用になった浄化槽を雨水タンクに再利用するための改造工事
※1基の有効貯水量1m以上、1世帯（同居世帯は1世帯とみなす）につき1施設。

【交付額】
雨水タンクの設置又は改造工事1件につき5万円。要した費用の額が5万円未満の場合は、その要した費用の額とします。
※重複して交付を受けることはできません。



【問合せ】建設部土木課計画係 ☎94514415（内線302）

沖縄海区漁業調整委員会委員選挙人名簿搭載申請について

毎年、申請に基づいて「沖縄海区漁業調整委員会委員」の選挙人名簿が作成されます。（漁業法第89条）

名簿へ登載漏れになりますとたとえ選挙権があっても投票することができません。次のどれか一つに該当する方は、必ず定められた期間内に申請してください。

1、海区に沿う市町村内（西原町内）に住所または事業場を有するもので、1年に90日以上漁船を使用する漁業を営みまたは漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕もしくは養殖に従事する者（法人含む）

2、知事の権限によって右記該当者の範囲を拡張せられた者

3、海区漁業調整委員会の委員、または漁業協同組合もしくは漁業協同組合連合会の役員であったり、その委員または役員に就任した後、右記1、2に該当しなくなったため選挙権を失った者（この場合に該当する者は委員または役員でその任期中及び退任後最初に行われる選挙に限る。）

【申請の現在日】9月1日（日）

【申請の期間】9月1日（日）～5日（木）

【申請の配布】西原町選挙管理委員会（総務課内）☎94515011（内112）

平成26年度東部消防組合職員採用試験のお知らせ

【職種】消防職Ⅰ（一般）、消防職Ⅱ（救急救命士）

【採用予定人数】若干名

【第1次試験】9月22日（日）

その他の詳細については、沖縄県東部消防組合ホームページ、南風原町、与那原町及び西原町役場のホームページからご覧ください。

【問合せ】東部消防組合総務課 ☎94512200

第24回中部トリムマラソン大会

【大会期日】11月17日（日）雨天決行

【開催場所】沖縄県総合運動公園陸上競技場（スタート・ゴール）及び各コース

【種目】20km、10km、5km、3km

【申込方法】所定の申込用紙に必要事項を記入し、参加料を添えて申し込んでください。

【申込先】沖縄県総合運動公園管理事務所・琉球銀行・コザ信用金庫・ファミリーマート（Fairポートの「スポーツエントリー」）・電話申込「スポーツエントリー」（0570-5501846）・インターネット「スポーツエントリー」（<http://www.sportsentry.net/>）

【現金書留】

※その他については、大会要項をご覧ください。

【問合せ】中部トリムマラソン大会事務局（沖縄県総合運動公園管理事務所）☎93215114
沖縄市比屋根5-3-1
<http://www.okinawa-kenso.com/>

災害に備えて 「西原町防災行政無線システム」運用開始 防災行政無線を整備!

地震、台風、洪水、土砂崩れなどの災害に備え、災害情報を住民などに伝える「西原町防災行政無線システム（以下、防災行政無線）」の整備事業が完了し、7月9日に開通式が行われました。事業費は約2億7,000万円で、そのうち8割は沖縄振興特別交付金（一括交付金）を活用しています。



防災行政無線は、災害時に情報を迅速かつ確実に住民へ発信し、生命や財産、生活を守る手段として整備されました。町役場には親局設備が設置され、32ある全ての行政区に屋外拡声子局が76か所、公共施設や病院などに戸別受信機が103か所設置されました。これらの設備を通じて、親局から発信された情報が町内のいたるところに届くようになります。

また防災行政無線は、J-ALERT（ジェイアラート・全国瞬時警報システム）と連動しています。大規模災害が発生する恐れがある場合などは、J-ALERTで受信した情報が自動的に各設備を通して発信されるほか、平成20年から運用している西原町公式メールマガジン「さわふじメール」で通知されます。観光客対策としては、マリントウン地内に大型のスピーカーやサイレン、文字表示装置を設置。海岸の監視用に監視カメラも設置され、津波などの監視が可能になりました。さらに、平成26年に完成予定の庁舎等複合施設には防災センターが備わっており、来年度からは防災センターと合わせて本格的に稼動することになります。

防災行政無線の整備にあたり、上間明町長は「災害は起きないに越したことはないが、万が一発生したとき、いち早く住民に情報を提供し、共有することで災害に備えることができる」と語りました。

8月から「特別警報」の発表を開始します

気象庁はこれまで、大雨や地震、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがあるときに、警報を発表して警戒を呼びかけていました。より甚だしい大雨や大きな津波等が予想され、重大な災害による危険性が高まっていることをお知らせし、特別な警戒を呼びかけるため、新たに「特別警報」を発表します。

特別警報が対象とする現象は、東日本大震災、我が国の観測史上最高の潮位を記録した「伊勢湾台風」の高潮、紀伊半島に甚大な被害をもたらした「平成23年台風第12号」の豪雨等が該当します。

特別警報が出た場合、お住まいの地域は数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあります。屋外の状況や避難指示、勧告などに留意し、ただちに命を守るための行動をとってください。

また、大雨等の被害を防ぐには、時間を追って発表される注意報、警報やその他の気象情報を活用して、早め早めの行動を取ることがあなたや家族の命を守ります。

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/index.html>

特別警報の詳細は、気象庁ホームページでご確認ください。

お問い合わせ 沖縄気象台 ☎833-4283

不動産のことなら創業32年の南新物産におまかせください!

おかげさまで「売買仲介実績 1,000件!!」

不動産のことでしたら 何なりとお申し付け下さい
沖縄県知事免許(9)第0928号
あなたのホームプランナー

南新物産

南風原本店
〒901-1104 南風原町字宮平641番地の7
☎(098)889-4007(代)
FAX 889-4033
✉ hae@nanchan.co.jp

<http://www.nanchan.co.jp/Company/> 南新物産 検索